- 問題1. 外為法第48条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、(A)の許可を受けなければならない。」と規定されている。(A)には、「経済産業大臣」が入る。
- 問題2. 外為法第48条第1項及び外為法第25条第1項中の「政令」とは、 いずれも「外国為替令」のことである。
- 問題3. 東京にある貿易会社Aは、中国にあるメーカーBより、ポンプ $\alpha$ 10 セットの注文を受けた。ポンプ $\alpha$ は、新製品で輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプであったが、貿易会社Aの営業担当者Xは、当該ポンプが、リスト規制該当貨物であることを知らなかったので、輸出許可を取らずに輸出した。この場合、無許可輸出の外為法違反に問われるのは、営業担当者Xであって、貿易会社Aではない。
- 問題4. 東京にあるA大学のX教授は、輸出令別表第1の4の項に該当する貨物をロンドンにあるB大学で共同実験を行うために輸出する予定である。この場合、基礎科学分野の研究活動に使用するのであれば、輸出許可は不要である。
- 問題5.札幌の貿易会社Aは、中国にある日系の自動車メーカーBから、1つの 注文で、輸出令別表第1の15の項に該当する貨物(総価額4万円)の 注文を受けた。この場合、貿易会社Aは少額特例を適用することができる ので、輸出許可は不要である。
- 問題 6. 大阪にある貿易会社Aのパリ支店は、台湾のメーカーBから輸出令別表第1の16の項に該当するマイコンを1,000個購入し、ドバイにあるメーカーCに販売する仲介貿易取引の契約をしようとしたところ、メーカーCより、大陸間弾道ミサイルの製造に使用とすると連絡を受けた。この場合、貿易会社Aは、仲介貿易取引許可申請は不要である。
- 問題7. 大阪にある素材メーカーAは、毎月、タイにある日系の自動車部品メーカーBに輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維のシートを輸出している。この場合、素材メーカーAは、外為法第55条の10第1項でいう輸出等を「業として行う者」にあたらないので、外為法第55条の10第4項の輸出者等遵守基準に従う必要はない。

- 問題8.大阪にある工作機械メーカーAは、東京にある貿易会社Bから輸出令別表第1の2の項に該当するNC工作機械50台の引き合い(金額25億円)を受けた。仕様書や操作マニュアル、プログラムの説明書等は、すべて中国語で求められ、該非判定書も求められたが、この取引自体は、国内販売であったので、工作機械メーカーAは、輸出管理の観点からのチェックは行わなかった。工作機械メーカーAの対応は適切である。
- 問題9. 東京にあるメーカーAは、3ヶ月前に輸出許可を取得して、タイにあるメーカーBに輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置Xを3台輸出した。しかし、そのうち1台が故障していることが判明したので、メーカーAでは、直ちに交換用に測定装置X1台を無償で先に輸出し、輸出後、故障した測定装置X1台を無償で輸入する予定である。この場合、メーカーAは、無償告示の特例が使えるので、輸出許可を取得することなく輸出することができる。
- 問題10. 在日大使館に設置する貨物を当該大使館に納品することは、輸出に あたる。
- 問題11. 外為令別表で規制している技術とは、「貨物の設計、製造又は使用に 必要な特定の情報」である。
- 問題12. 個別の輸出許可申請は、許可を得るまで時間のかかる場合もあるので、添付書類として必要な契約書の代わりに、見積書でも許可申請が可能である。
- 問題13. 東京にあるA大学のX教授は、来月、パリで行われる合金関連の学会で、外為令別表の4の項に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該学会には、僅かな参加費で、不特定多数の者が参加することができる。当該学会には、イランにある大学や中国の軍事関連メーカーからも参加しているが、この場合、A大学は役務取引許可を取得する必要はない。
- 問題14.輸出令別表第1の1から15の項に該当しない貨物の設計、製造、 使用に係る技術は、外為令別表の1から15の項に該当する技術に含 まれることはない。
- 問題15.外為令別表の1の項では、「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術」と規定されているので、輸出令 別表第1の1の項に該当する貨物に関連する全ての技術が規制される。

- 問題16. 東京にある電機メーカーAの技術部長Xは、自己使用目的で、外為 令別表の9の項に該当する設計図が入ったパソコン(リスト規制非該 当)を出張先のパリに持ち出す予定である。この場合、その設計図を 非居住者に提供しなくても、フランスに持ち出しているので、電機メ ーカーAは、役務取引許可が必要である。
- 問題17. 東京にある電機メーカーAは、輸出令別表第1の16の項に該当するマイコン(20,000個)をアメリカにあるメーカーBに輸出する契約を締結する際、メーカーBから、当該マイコンは短距離ミサイルの制御用に使用すると連絡を受けた。この場合は、電機メーカーAは、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。
- 問題18.大阪にある測定装置メーカーAは、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置2台を特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、中国にある造船メーカーBに輸出する予定である。造船メーカーBより、事前に当該測定装置を使用して、軍艦の製造に使用すると連絡を受けている場合は、輸出後、経済産業省に報告をする必要がある。
- 問題19. 外為法等遵守事項Ⅱ3(2)では、「通関時の事故が発生した場合には、(A)に報告すること。」と規定している。(A)には、「財務大臣」が入る。
- 問題20.「大学等における輸出管理の強化について」という通達では、「(A) 研究開発を行う大学や公的研究機関(以下「大学等」という。)におきましても、実効的な輸出管理が行われる必要」が高まってきているとしている。(A)には、「先端的な」が入る。
- 問題21. 福岡にあるメーカーAでは、中国にあるメーカーBより、リスト規制に該当しない工作機械の引き合いを受けた。メーカーAでは、メーカーBからの引き合いは初めてだったので、メーカーBが軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか慎重に審査した。メーカーAの対応は、適切である。
- 問題22. 北海道にあるA大学院では、来日から7ヶ月経ったフィリピン人の大学院生Bに、A大学院で開発した新合金の製造方法のデータX(外為令別表の5の項該当技術)を研究の一貫で提供する予定である。この場合、A大学院は、役務取引許可を取得する必要はない。

- 問題23. 横浜にある部品メーカーAは、来年度から台湾や中国にある装置メーカーを中心に輸出令別表第1の7の項や9の項に該当するエレクトロニクスの部品を輸出することを計画している。この場合、部品メーカーAは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得することが望ましい。下線部分は正しい。
- 問題24. 東京にある測定装置メーカーAでは、輸出管理内部規程に基づき、 該非判定に関しては、責任者や担当者、具体的な該非判定手順、使用 する判定帳票など手続を明確にして、実施している。測定装置メーカ ーAの対応は適切といえる。
- 問題25.輸出令別表第1の2の項に該当する貨物を無許可輸出した場合、行政制裁を規定する外為法第53条により、経済産業大臣は、7年以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。下線部分は正しい。

## ※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定
	に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべ
	きものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべ
	きものとして無償で輸出する貨物
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオー
	ル規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に
	着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、
	補完的輸出規制ともいう。
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の別紙1で規
	定されている輸出管理内部規程の届出の際に必要な事
	項をいう。

平成26年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第30回)

(STC Associate)試験問題